

総法第3号  
令和2年4月17日

経済産業大臣 梶山 弘志 殿

電源開発株式会社  
代表取締役社長  
社長執行役員  
渡部 肇 史

電気事業法第106条第3項の規定に基づく報告徴収に係る報告について

令和2年4月6日付貴職発信20200406資第10号「電気事業法第106条第3項の規定に基づく報告徴収について」に対し、下記の通り報告いたします。

なお、下記の内容（(2)②「今後の計画」を除く）については、令和元年10月度及び令和2年3月度の当社取締役会（取締役及び監査役全員出席）において概要が報告され、了承されていることを申し添えます。また、「今後の計画」は5月開催予定の全社コンプライアンス委員会を経て、取締役会に報告する予定となっております。

記

(1) [関西電力株式会社による令和2年3月14日の] 回答における内容（役職員による金品受領、不適切な工事発注・契約、電気料金値上げ時にカットされた役員報酬に対する補填等）に類似する事案の有無

➤ 報告： 無

- ① 役職員による金品受領については、関西電力の事案が発覚後速やかに、社外役員を除く現役の取締役、監査役及び執行役員計29名に対し書面調査を行い、社交的儀礼の範囲を超える接待・金品の受領が無いことを確認した。
- ② 不適切な工事発注・契約については、毎年の内部監査において、発注先選定理由や発注額の適切性を確認しているが、関西電力事案と類似の事案はなかった。
- ③ カットされた役員報酬に対する補填について、過去10年の事例を確認し、補填がないことを確認した。
- ④ その他、社内全機関を対象に関西電力事案類似の事案の有無について質問を行い、類似の事案がないことを確認した。

(2) 本件事案が発覚した後、コンプライアンス遵守等を徹底するために取り組んできた内容及びコンプライアンス遵守等に係る今後の計画

➤ 報告：

① 取り組んできた主な内容は下表のとおり。

年月	取 組 内 容
令和元年 10月	「コンプライアンス行動指針」改定 全社員対象のコンプライアンス・アンケート実施 全社コンプライアンス委員会（常勤監査役及び社外弁護士も出席）の臨時開催 トップメッセージ発信 「社外者応接倫理心得」「コンプライアンス相談窓口」を再周知
11月～ 翌2月	「不適切な金品受領」をテーマに役員と現場社員の対話を実施 (12機関)
令和2年 3月	コンプライアンスガイドブック改訂 トップメッセージ発信 全社コンプライアンス委員会を臨時開催
4月1日	「社外者応接要領」（旧「社外者応接倫理心得」）改定

② 今後の計画

例年実施している各種コンプライアンス関連会議体、研修、役員・現場対話、トップメッセージ発信、推進月間等の取組みに加え、「利害関係者等から金品を受け取らざるを得なかった場合に、会社として返却する仕組み」について検討を進める。

以 上